



平成 17 年 4 月 1 日

各 位

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン  
代表取締役社長最高経営責任者 石坂 信也  
(コード番号: 3319 東証マザーズ)

問合わせ先

執行役員 最高財務責任者 玉井 邦昌  
(TEL 03-5425-2259)

### ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 4 月 1 日開催の取締役会において、平成 16 年 9 月 28 日開催の当社第 5 回定時株主総会で承認されましたストックオプションのための新株予約権の発行条件等につきまして下記のとおり発行することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 新株予約権の発行日

平成 17 年 4 月 1 日

2. 発行する新株予約権の総数

520 個

なお、新株予約権 1 個あたりの目的たる株式の数は、1 株とする。

3. 新株予約権の発行価額

無償とする。

4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 520 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

5. 新株予約権の行使に際しての払込価格

新株予約権 1 個あたり 156,700 円 (1 株あたり 156,700 円)

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成 18 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで

7. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の発行時において当社の取締役または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任または退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役または従業員については、その相続人が権利行使することが出来る。

権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることが出来ない。この他、権利行使の条件は、第 5 回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

8. 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権者が権利行使する前に、上記 7. に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、新株予約権については無償で消却することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要する。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

11. 新株予約権の喪失

新株予約権者は、次の各号の何れかに該当した場合、直ちに新株予約権を喪失する。

新株予約権者が 6. の権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。

新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。

新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社の常勤もしくは非常勤の役員又は使用人に就任したとき。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合は除く。

新株予約権者が当社との契約のいずれかの規定に違反したとき。

新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。

新株予約権者につき破産、民事再生手続開始もしくはこれに類する倒産手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者につき差押、仮差押、保全差押、仮処分命令があった場合、もしくは新株予約権者が滞納処分を受けた場合。

12. 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により当社が新株を発行する場合における新株 1 株あたりの発行価額中資本に組み入れない額は、1 株あたり発行価額から、資本に組み入れる額を減じた金額とする。資本に組み入れる額とは、1 株あたり発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果、1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

1 株あたり発行価額は、1 株あたり払込金額とする。

13. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合の利益または利息の配当起算日

新株予約権の行使によって新株が発行される場合の当該株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、新株予約権の行使がなされたときの属する配当期間の期首に新株予約権の行使があったものとみなし、これを支払うものとする。

14. 新株予約権の割当を受ける者  
当社従業員 10 名

【ご参考】

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 16 年 8 月 10 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日          | 平成 16 年 9 月 28 日 |

以 上